

## 小坂町結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う新生活を経済的に支援し、地域における人口減少や少子化対策の強化を図るため、新規に婚姻した世帯に対して、住居費、リフォーム及び引越費用の一部を補助することについて、小坂町財務規則（昭和39年規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和8年3月1日から令和9年3月31日までの間（以下「事業期間」という。）に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 講座受講等 国、地域公共団体、医療機関又は民間事業者等が実施する、次のいずれかに該当する講座等の受講、動画の視聴及び相談であって、申請年度に実施したものをいう（オンラインによるものを含む）。
  - ア ライフデザイン支援に関するもの
  - イ プレコンセプションケアに関するもの
  - ウ 妊娠又は出産に関する相談
  - エ 家事又は育児の分担に関するもの
- (3) 住居費 婚姻に伴い住宅購入、リフォーム、又は賃借する際に要した費用（事業期間に支払われたものに限る。）のうち、住居の取得費、賃料、敷金、礼金（保証金その他これに類する費用を含む。）、共益費、仲介手数料をいう。ただし、新婚世帯の勤務先から住宅手当の支給を受けている場合は、当該住宅手当の支給額を控除するものとする。また、婚姻日より前に要した費用にあっては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として実施（発注契約）したものであること。
- (4) リフォーム 住民票の住所が当該リフォームを行う住宅の住所になっていることや工事請負契約書、請書により契約内容が確認できること、令和8年4月1日から都道府県又は市町村の事業終了日までの間に支払った費用であること及び支払った金額が領収書等により確認できるものとする。また、婚姻日より前に実施したリフォームにあっては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として実施（発注契約）した当該住宅のリフォームであること。婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用であること。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外とする。
- (5) 引越費用 婚姻に伴う引越しに要した費用のうち、引越業者又は運送業者へ支払った費用をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

(1) 申請時、対象となる住居が小坂町内にあり、夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住居の住所となっていること。

(2) 新婚世帯の所得額（直近の所得証明書に基づく夫婦の所得の合算額をいう。）が500万円未満であるとともに、夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。または、新婚世帯の所得額が500万円以上で、新婚世帯の主たる生計者の所得額（直近の所得証明書に基づく所得の額）が622万円未満であるとともに、夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、それぞれ次に定めるところにより算出した額とする。

ア 婚姻を機に夫婦の双方又は一方が離職し、交付申請時において無職の場合は、当該離職した者についても所得確認を行い、その所得を夫婦の所得として合算して算出する。

イ 夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与されている資金をいう。）の返済を現に行っている場合は、新婚世帯の所得額から当該貸与型奨学金の年間返済額を控除した額とする。

(3) 夫婦の双方が、講座受講等を行っていること。ただし、家事又は育児の分担に関するものについては、その内容や参加対象者を踏まえ、町長が認めるときは、夫婦のいずれか一方の受講等をもって要件を満たすものとする。なお、申請の時期等により当該年度内に講座受講等を完了することが困難であると町長が認める場合は、講座受講等の予約又は誓約をもって要件を満たすものとする。

(4) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

(5) 夫婦の双方または一方が、過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。

(6) 夫婦の双方が、次のいずれにも該当すること。

ア 町税及び町に対し納入義務を有する納入金の滞納がないこと。

イ 小坂町暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員若しくはそれらと密接な関係を有していないこと。

(7) 令和8年4月1日から令和9年3月31日までに支払われたものであること。

2 令和7年度に小坂町結婚新生活支援事業補助金交付要綱（令和7年要綱第15号。以下「要綱」という。）により新婚世帯として補助金の交付を受けた世帯であって、要綱第4条に定められた補助限度額に交付を受けた補助金が達しなかった世帯。ただし、この場合前項第3号の規定については適用しない。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、住居費、リフォーム費用、引越費用の合計額とし、1世帯当たり夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の場合は60万円、39歳以下の場合は30万円を限度とする。

2 前条第2項に定める世帯の補助金の額は、住居費、リフォーム費用、引越費用の合計額とし、補助限度額から令和5年度に当該夫婦に交付した補助金額を差し引いて得た額を限度とする。

3 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、小坂町結婚新生活支援事業補助金交付申請書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、令和9年3月31日までに町長に提出しなければならない。

(1) 戸籍謄本(全部事項証明)

(2) 住民票の写し(世帯全員のもの)

(3) 所得証明書(申請時点における直近の夫婦のもの)

(4) 納税証明書(申請時点における直近の夫婦のもの)

(5) 講座受講等に関する申告書兼誓約書(別記様式第2号)

(6) 物件の売買・賃貸借契約書及び領収書その他の支出を確認できる文書等の写し

(7) 住宅手当支給証明書(別記様式第3号)(住居賃貸の場合)

(8) 引越しに係る領収書の写し(引越業者又は運送業者を利用した場合)

(9) 貸与型奨学金の年間返済額を証する書類の写し(対象者のみ)

(10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付することが適当であると認めるときは、小坂町財務規則補助金等交付決定通知書(様式第104号)により、その結果を申請者に通知するものとする。

(補助事業等実績報告書の省略)

第6条 小坂町財務規則第239条に規定する補助事業等実績報告書の提出は省略するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第7条 第5条第2項又は第6条第2項の通知を受けた申請者は、速やかに小坂町結婚新生活支援事業補助金請求書(別記様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、内容を確認し、速やかに補助金を支払うものとする。

(補助金の返還)

第8条 町長は、補助金の交付を受けた者が、虚偽又は不正の申請を行ったと認められたときは、交付決定を取消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(報告等)

第9条 町長は、補助金に関して必要があると認めるときは、交付決定者から報告若しくは書類の提出を求め、又は関係書類その他必要な事項を調査することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月7日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年要綱第28号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年要綱第8号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年要綱第15号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年要綱第19号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。